



第213号
 発行 埼玉県神社庁
 さいたま市大宮区高鼻町1-407
 電話048(643)3542
 編集 庁報室
 印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

目次

海外戦没者慰霊のこれから — 戦争の記憶と慰霊をどう受け継ぐか! —……………	2
平成二十七年度教化研修会のお知らせ……………	4
平成二十七年神社庁々務方針……………	5
特別寄稿 神社と社会保険について……………	6
第三十六回埼玉県神社関係者大会報告……………	10
庁務日誌抄……………	11
パラオ共和国にて天皇后陛下下御慰霊の為の 行幸啓をお迎えして……………	12



第36回埼玉県神社関係者大会

第36回 埼玉県神社関係者大会 6月26日

海外戦没者慰霊のこれから

―戦争の記憶と慰霊をどう受け継ぐか―

中山 郁

終戦から七十年となる本年、今や戦争は遠い昔の話となりつつある。筆者が少年だった昭和後期、マスコミ各社は八月十五日になる度に「戦争の風化」への警鐘を訴えかけていたものである。しかし、従軍経験者のほとんどが九十歳以上、学童疎開をした世代でも八十歳前後、最も若い戦争遺児が七十歳となる現在、直接戦争を体験した、またはその影響を生きる上で如実に受けた世代は確実に減少している。もはや先の戦争は、「風化」ではなく、「歴史」となりつつあるといえ、そうした流れの中での戦争体験の「継承」が、広島や長崎などの被爆地や、戦場となった沖縄、そして本土空襲の被害地では重要なテーマとして浮上してきているのである。

とはいえ、こうした「記憶の継承」は、単に情報としての戦争の記憶を伝えることのみを目的としたものではないことは注目に値しよう。即ち、「戦争の記憶」とは、それによって喪われた命を記憶し、それを悼むという、優れて宗教的な感情をその核心部に有していることから、「慰霊の継承」でもあるということである。

もしそう考えるならば、東京上空襲や沖縄戦、原爆被災地は確実に、「戦争の記憶」慰

霊の継承」の途を歩み始めているということができる。

しかし、先の大戦で日本人が亡くなったのは国内ばかりではない。むしろ大多数の人々が北はアリシューシャン列島から南は印緬国境、東はハワイから西は華中の奥に至る広大な戦場で命を落としているのである。

終戦七十周年を迎え、戦争の記憶が「歴史」となりつつある現在、これらの旧戦場における「戦場の記憶」と戦没者の慰霊を、今後どのようにしてゆくべきなのであるか。以上の目的のもと、本稿では先ず、戦後の海外戦没者慰霊の概要と、それを支えていた要素について説明する。次いで、そうした慰霊体制が現在どのように変容しているかについて触れたうえ、今後いかなる展開が考えられるか若干の考察を試みたい。

太平洋、東アジアにおいて展開された大東亜戦争で戦没した日本人は約二百四十万人にのぼる。これらの戦没者の遺体は、戦争初期には現地で荼毘に付され、所属部隊での慰霊祭を経て日本に還送後、遺族に伝達し、家族や地域社会により手厚く弔われる一方、靖国神社、護国神社の英霊として合祀されていた。

しかし大戦中期以降は戦況の悪化や相次ぐ「玉砕」によって、現地部隊でも、地域社会においてもこうした慰霊体制が機能不全に陥っていったのである。それゆえに、相次ぐ敗走の中で戦友の遺体を埋めることもできずに放置せざるを得なかった生還戦友たちや、遺骨の入っていない空の遺骨箱を渡された遺族たちにとって、旧戦場とは、戦没した肉親や戦友の亡きがらとみたまが残る場所として、そこでの遺骨収集と慰霊が必須の課題として戦後に立ち現れてきたのである。

こうした海外戦没者に対する慰霊事業は、日本が占領を解除された直後から開始され、昭和二十七年（一九五二）から三十三年（一九五八）までのマリアナ諸島、パラオ諸島などのいわゆる南方八島における象徴遺骨の収集と「戦没日本人の碑」の建立を行った第一次計画、昭和三十五年以降、高度経済成長による国民生活の安定と海外渡航の自由化を背景として、戦友会や遺族会の結成とそれによる遺骨収集促進の働きかけ、さらには日本人海外渡航者による遺骨情報の増加を背景として、昭和四十二年（一九六七）から五十年（一九七五）にかけて実施された大規模収骨（第二次、第三次計画）が政府によって行われた。これにより計十七万六千三百七柱の遺骨が収集された。

この、第二次・第三次計画における大規模収骨事業は、東部ニューギニア戦友会や全国ソロモン会など、各戦域の部隊戦友会を統合した団体や、日本遺族会などの遺族団体に

よって支えられたものであった。これらの団体は、戦後の社会の安定を受けて活動を活性化させ、その一環として遺骨収集の促進運動を起し、ことに戦友会の場合は収集人員の派遣費用を負担するなど、事実上の事業の下支えをしたのである。

第三次計画終了後、遺骨収集を担当する厚生省(当時)は、計画的遺骨収集を「概了」とし、以後は遺骨情報および相手国の事情により収集可能な場合に収骨を行うこととした。そのうえで、慰霊事業の中心軸を遺骨収集から慰霊巡拝、慰霊碑建立への転換を図り、昭和四十六年(一九七二)の「硫黄島戦没者の碑」建立を皮切りに、各戦域での日本人戦没者慰霊碑の建立を進めていった。そして昭和五十一年(一九七六)から厚生省主催の慰霊巡拝を開始し、さらに平成三年(一九九二)からは(財)日本遺族会への委託・補助による「遺児による慰霊友好親善事業(遺児の友好巡拝)」を行うなど、慰霊巡拝に力を入れるようになっていったのである。

一方、戦友会や民間の慰霊団体も、活動の軸足を収骨事業から慰霊巡拝の方に置くようになったことから、昭和五十年代から平成十年代までに国、日本遺族会、各都道府県遺族会などの公的な補助によるものや、さらには戦友会や各戦域の遺族会や宗教団などによる民間慰霊団による慰霊巡拝が全盛期を迎えることになったのである。

戦友会や遺族会が主催する慰霊巡拝団は、かつての戦場に赴き、可能な限り参加者の肉

親が戦没した場所、またはそこに最も近い場所まで進んで慰霊祭を行った。さらに戦友や肉親の墓所とするために大小様々な慰霊碑を建立し、そうした場所がさらに後からやってくる慰霊団の拝所として利用され、現地の慰霊場が成立していった。

こうした慰霊碑や慰霊場は、かつて日本軍と交流をもっていた現地人たちの仲介によって設置、管理されるのが一般的であり、その概数は千基を超えると考えられている。加えて、戦友会や遺族会は単に現地で慰霊祭を行うのみならず、基金を募り現地に学校や寺院の寄付、奨学金制度の創設、さらにはゆかりのある国との友好協会を設立する例も見られた。

以上のように、戦後の海外慰霊は、遺骨収集を端緒とし、その後に慰霊巡拝と慰霊碑建立として展開していったのであり、それは主に戦友会、遺族会、そして現地の戦中派の人々という三者によって担われていたのである。

戦後七十年、そして、遺骨収集開始から六十三年が過ぎた現在、これまで述べてきた遺骨収集、慰霊巡拝、慰霊碑建立を柱とする海外戦没者慰霊は大きな岐路に立たされている。即ち、かつて遺骨収集の実動部隊として、或いは民間慰霊団の組織者として活動していた戦友会が高齢化によってその多くが消滅し、また残る組織もその活動を著しく縮小している。

また、日本遺族会をはじめとする遺族会組

織も、戦友会程ではないものの高齢化の進捗を免れることはできず、同会からの遺骨収集や慰霊団参加者は七十代を越え、「遺児による友好親善事業」も定員を満たすのに苦勞をしているという状況である。

加えて、こうした日本人による遺骨収集や現地慰霊の受け入れ手となった現地住民たちも世代交代が進み、その結果、現地からもたらされる遺骨情報も確実性が落ち、加えて戦中戦後に日本人や慰霊団と交流を持った世代の退場は、彼らの協力によって建立がなされた慰霊碑や慰霊場の維持、管理を難しくさせている。つまり、高齢化と世代交代という共通の事象が日本国内と現地社会とともに進行した結果として、昭和期に形成された慰霊システムは崩れつつあるのが現状といえよう。

戦友会、遺族会、現地住民によって支えられてきた海外慰霊の活動の消滅は、同時に、彼らが持ち伝えてきた旧戦場の記憶と、そこで喪われたみたまへの慰霊の消滅をも招きかねないものである。ある意味で、そうして風化し消え去ってゆくのが自然なことという意見もあるかもしれない。遺族も世代を経れば当事者意識は薄くなるのが当たり前であるし、ましてや一般の人々にとっては、ビルマやニューギニアでの戦いなどは、自身との関係すら思い浮かべることができないし、それが当たり前だといえよう。

しかし、戦争の記憶の「風化」を経てそれが「歴史」となりつつある現在、かつて戦場となつた国でも、両国関係の大きな原点とし

て、戦争の歴史が認識され、語られる傾向が見られている。

例えばパプアニューギニアやソロモン諸島のように、戦争を通じて日本人とはじめて出会い、その経験が後の友好親善につながっていった国や、さらにはフィリピンのように、日本による過酷な占領と苛烈な戦場化という、負の歴史と記憶を超克したのちに真のパートナーとなったという言葉がなされる国もあるなど、様々である。

ある意味で言えば、生還将兵や遺族が体験したフィリピン戦、ビルマ戦といった個々の戦域における戦争体験とその記憶は、両国間の記憶として、より大きな物語、即ちヒストリーの中に組み込まれていっていると考えられないだろうか。

以上のように考えてゆくならば、今後は戦友会や遺族会が伝えて来た各戦域の戦争の記憶を、改めて両国間の関係の中の物語として再度位置付けてゆくことが必要となるし、その作業を通じて、戦争体験の継承をはかることが可能となる。

これは、個別の兵士や遺族が抱えてきた戦争への思いを、ある意味で集合的な記憶として、公共の場に位置付けることも意味している。即ち、個人や団体に継承されてきた物語を、国際交流の場での必要性を訴えつつ、社会が伝えるべき記憶に変換してゆく必要がないだろうか。これは同時に、慰霊というもうひとつの活動を生かす場を提供できる可能性がある。

戦争の記憶と死者への悼みの思いはコインの表裏の関係にある。もし戦争の記憶が国同士の結びつきを示す歴史として重視されるならば、それを伝える機会として、これまでの慰霊巡拝の伝統を活用し、当該国との親善友好を深める行事という新たな位置づけを行うことができるのではないだろうか。

大切なことは、かつてそこが戦場であり、将兵が死に、そして悲嘆にくれた残された人々がいたということ伝える場として、新たに作ることである。もし、そうした体勢を整えることができたならば、これまで戦友会や遺族会が築いてきた海外慰霊の伝統と、戦場の記憶を、将来やって来る、戦争を知らない世代が主体となるこれからの社会の中で生かすことができるのではないか。

以上のようなことを考えつつ、本年も御遺族のお供をして東部ニューギニアへの慰霊巡拝に出発する次第である。

追記 栃木県護国神社では、千葉縣護國神社と共同で例年、海外慰霊巡拝を実施しています。詳しい情報については左記URLをご参照ください。

「海外戦没者慰霊巡」
http://www.gokoku.gr.jp/junpai/index.html
(栃木県護国神社権禰宜・國學院大學教育開発推進機構准教授)

平成二十七年年度教化研修会のお知らせ

新井能成

日時 九月九日(水・先息)〜十日(木・仏滅)
会場 三峯神社

研修主題 『神社を要とする地域づくり』
副題 『やわらかアタマで人づくり』

開催趣旨 今回の教化研修会は『地域づくり』がテーマです。古来、集落のための行事(まつりごと)は神社を中心に行われ、地域社会の紐帯を担ってきました。しかし、明治以降、神社が担ってきた役割が次第に行政機関に移行し、敗戦後においては「政教分離」と「信教の自由」が過剰に意識されたことで、氏子と住民との溝が歴然と生じていることは否めません。

本研修では、実際の「まちづくり」に携わっている先生を講師にお招きして、地域活性化に向けた「まちづくりから人づくり」への基となる提案方法や考え方を伺い、併せて我々が取り組んできた『お宮と親子のつと』について、この事業の主眼を再確認しながら、神社を主体とした地域づくりや地域活性の在り方を皆さんと一緒に考えてみたいと思います。是非、ご参加ください。

講師 首都大学東京 都市環境科学研究所
都市システム科学域准教授 饗庭 伸先生

「まちづくり」と「神社づくり」

埼玉県神社庁学芸員 高橋寛司先生

「神社づくり」のための「お宮と親子のつと」とは」

参加申込 八月二十五日(火)までに、支部事務局までお申込みください。

(教化委員会研修部班長)

平成二十七年年度神社庁々務方針

前 原 利 雄

去る三月十一日、定例の埼玉県神社庁協議員会が開催され、平成二十七年年度の予算が承認可決された。ここに協議員会の報告を兼ねて今年度の庁務方針について概要を報告する。

まず、協議員会での新年度予算大綱について新年度予算は、歳入では前年度よりの繰越金を二千万円と見込み、総額で一億八千六百七十三万四千円とする前年比約二百萬円の増額予算となった。この歳入予算の増額は主に前年度の繰越金による増収である。尚、歳出においては、前年度の予算執行状況を勘案し全般的に可能な限りにおいて前年同額の予算とした。

神社庁の諸活動の原資となる教化啓蒙費については今期最終年度にあたり総括のため百万円増額の八百五十万円を計上した。この科目は主に本県教化活動の中核を担う教化委員会（高麗文康委員長）の活動諸費として手当てしているものであるが、従来の本県内での活動の他に、一都七県神社庁が協力する教化・IT部門委員会などの、様々な活動を展開するための予算の他、今期新たな重点施策の一つとして神社庁・総代会・神政連合同による国旗掲揚推進活動の予算も引続き計上した。積立金については、記念事業積立金の内、遷宮準備金への繰出金（五十万円）を休止し、

その分を庁舎積立金に充当した。ご高承の通り今春第六十二回神宮式年遷宮の御儀が恙なく完遂し、奉賛活動もすべて終了した今、向後は来る神社庁設立七十周年の記念事業としての新庁舎建設資金捻出に向けた予算編成及び執行に切り替えていく。

今年度も不要不急の支出削減に努めて参る所存である。

尚、予決算（収支計算書）については、例年九月に開催の神職総会の際、業務報告とともに報告の予定にてご承知おき願いたい。

平成二十七年度は、今期最終年次であることから、通常業務の適切な運営及びこれまで取組んできた諸事業・諸施策を結実させる時である。それら事業の充実とその積極的な推進に努めるほか、新規事業についても中山庁長以下役員のご判断とご意向のもと円滑に実施されるよう、各支部をはじめ関係諸団体とも緊密なる連携を図り鋭意取組んで参りたい。そのために必要に応じて補正予算を組むなどして対応していく。

先ず第六十二回伊勢神宮式年遷宮事業の完遂を誇りとし、次期遷宮に向けて更なる神宮崇敬の念の醸成と参宮運動の勸奨を図る。

神宮大麻の増頒布運動の展開については本宗奉賛委員会を中心に取組み、神社本庁の新たな施策を参考に教化委員会をはじめ協力団体

との連携強化を図って参りたい。

また、来る平成二十八年三月には神社庁設立七十周年の佳節を迎え、今期中山庁長の基本方針として示された「新庁舎建設」「支部再編」について、それぞれ協議員会での決議を受け、所定の手続きを経てその実現に向けて具体的に取り進める。大東亜戦争終結七十年にあたり靖國神社・護国神社参拝勸奨と英霊顕彰のための事業の展開、斯界の悲願である憲法改正を実現するための幅広い国民運動の推進など、その他とくに斯界をはじめ本県神社界が抱えている喫緊の問題・事案に対しても、役員一同迅速に対応するとともに実効性のある方途を講じて参りたい。

次に教化活動については、各支部をはじめ教化委員会や研修所講師会さらには一都七県教化担当者などとも全面的な協力を得て、各種研修会・お宮と親子の集いの開催、神話カレンダー・教化冊子などの作成等々さらなる内容の充実に向けて参りたい。

その他、次代を担う後継神職の育成や階位取得のための神務実習の充実を図り、現任神職としての教養を深め、品性を陶冶して、社会の師表たりえる人材養成のための生涯研修の実施。雅楽や祭祀舞振興のための指導者の養成と県内各地区での講習会の実施についても講師と協議の上計画を進めて参りたい。

今年度も、各位の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第である。

（神社庁参事）

特別寄稿

神社と社会保険について

社会保険労務士 新井君美

一 はじめに

去る三月二十日付で神社本庁より発せられた「厚生年金保険並びに健康保険制度への強制適用について」の通知は、包括下の各神社に対して、厚生年金や健康保険への加入を促す内容となっています。現状では埼玉県下のみならず、全国の多くの神職が国民年金や国民健康保険のままで、厚生年金や健康保険の加入にまでは至っておらず、またそのことについて、これまで特段、注意喚起がなされることもなかったように思います。

しかし、マイナンバー制度の導入を翌年に控え、今回の通知に示されたような問題を安易に看過してしまうことは重大なリスクに繋がりがかねません。末席ながら、労働・社会保険関係諸法令を専門とする社会保険労務士として、限られた紙面ながら神社と社会保険、主に厚生年金保険の適用について基本的な解説を試みたいと思います。

二 制度の概要について

我が国の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、二十歳以上のすべての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「二階建て」と呼ばれる構造になっています。

具体的には、自営業者など国民年金のみ

に加入している人(第一号被保険者)は、毎月定額の保険料「平成二十七年年度・月額一五、五九〇円」を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金や共済年金に加入している人(第二号被保険者)は、毎月定率の保険料を会社と折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人(第三号被保険者)は、厚生年金制度などで保険料を負担しているため、個人としては保険料を負担する必要はありません。老後には、すべての人が老齢基礎年金を、厚生年金などに加入していた人は、それに加えて老齢厚生年金などを受け取る仕組みとなっています。

(別表資料参照)

○ 今般の本庁通知では、本庁傘下の神社はすべて宗教法人であり、人を一人でも使用すれば厚生年金保険並びに健康保険の適用事業所(厚生年金と健康保険は原則、同時加入)であるとしています。右の年金種別で申し上げれば、神職は原則として第一号被保険者ではなく、第二号被保険者に該当するということです。左に厚生年金保険法上の根拠条文をお示し致します。

(適用事業所)

第六条(中略)

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの(以下、略)

従って理論上、たとえ宮司一名で切り盛りしているような小さな神社であっても、これを「法人」に使用されている職員とみなして法律を適用することになります。もう少し詳しく申し上げますと、神社に定期的に出勤して法人経営に経常的に参画し、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払われている状態にある場合、これを「常用的使用関係」にあると判断します。従って原理原則から申し上げますれば、本庁通知にある通り、宗教法人である神社はすべて強制適用事業所になり得るということです。

しかしながら、もし神社が「法人」でなければ、そもそも強制適用の対象にはなりません。それは左に掲げる四つの業種

- ① 第一次産業(農林水産業)
- ② 娯楽接客飲食業(旅館、飲食店など)
- ③ 法務業(弁護士、社労士などの事務所)
- ④ 宗教業(神主・僧侶・神父など)

は任意適用事業に分類され、「個人」の事業所であれば人数の如何を問わず強制適用の対象から除外されます。しかし近年では、右の業種であっても、法人になれるよう法律が改正され、職員の福利厚生

年金へ加入する事業所が増えています。本庁傘下の各神社は、宗教法人法によって法人格を付与されており、報酬の支払いなど実態として「常用的使用関係」が認められれば、当該神社の意向とは無関係に適用事業所となるわけで、個々に加入の意思を確認する制度にはなっていない。仮に報酬が年俸制であるとしても、その額を十二で除した金額をもとに月々の報酬を算出し、保険料を決定する仕組みになっています。

しかし「法人である」という理由だけで、実態を考慮することなく一様に加入を進めることは些か無理があります。そもそも加入後の事務、具体的には毎月の保険料の徴収納付をはじめ、定期的な届出事務等が発生することとなり、これが滞るようでは別の問題が生じてしまいます。ここでいくつか事例を挙げて、主にご社入の観点から神社の実情を考えてみたいと思います。

三、具体的事例（主にご社入の視点から）

① 神社の収入のみで生計が成り立っている場合

既に職員を雇い入れているような神社であって、未だ厚生年金等の加入手続きを行っていない神社にあつては、本庁通知にある通り、速やかに加入の手続きを進めることをお勧め致します。また、家族だけでお守りしているような神社であっても、そこから戴く報酬によって生活が成り立つようであれば、同様に加入の手続きを進めるべきでしょう。

公的年金制度の仕組み

- ◆公的年金制度は、加齢などによる稼働能力の減退・喪失に備えるための社会保険。（防貧機能）
- ◆現役世代は全て国民年金の被保険者となり、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- ◆会社員や公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成25年3月末）



第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業・農業・学生などで、厚生年金保険や共済年金に加入していない人。
 [保険料納付方法]
 本人が個別に定額の国民年金保険料を納めます。
 *平成27年度国民年金保険料
 月額15,590円 (年額187,080円)

第2号被保険者

会社員や公務員等で、厚生年金保険・共済年金の加入員本人。
 [保険料納付方法]
 厚生年金保険料や共済年金保険料を納めます。国民年金保険料は、厚生年金保険や共済年金保険の制度全体で負担しているため、本人が個別に納める必要はありません。
 *保険料:平成27年7月現在
 標準報酬月額(賞与)×17.474%

第3号被保険者

厚生年金保険や共済年金の加入者(第2号被保険者)の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。
 [保険料納付方法]
 国民年金保険料については、第2号被保険者の加入する厚生年金保険や共済年金で負担しているため、本人が個別に納める必要はありません。
 *保険料の負担はありません。

実務の上では、まず神社会計を立ち上げて、最初に税務署に事業開始届を提出し、源泉徴収と年末調整を行うこととなります。その上で厚生年金・健康保険の新規適用届を管轄する年金事務所に提出して戴きます。

②神社以外の収入で生計が成り立っている場合
本庁通知にもある通り、兼職の状態にあつて、主たる報酬を戴いている会社等の年金制度に既に加入している場合は、新たな手続きは要しないものと考えます。

今さら申し上げるまでもなく、全国七万九千社の神社において、果たして神社からの収入で生活が成り立っている神職がどのくらいいるのでしょうか。むしろ他に職業を持ち、または比較的大きな神社に籍を置きながら、年間僅かな奉仕料で地域の神社をお守りしている方が大多数なのではないでしょうか。勿論、兼職であっても、奉仕神社から戴く手当が年間二十万円を超えるようであれば確定申告の対象になるわけです。しかしながら、多くの場合その手当の中に神職負担金や装束代、交通費や交際費等が含まれている場合が少なくありません。その程度であれば、実費弁償が必要経費の一部が補填されている程の内容であり、「常用的使用関係」にあるとまで考えることは無理があります。

③中間的な状態にある場合
一番難しいのは、先の①と②の中間のよう

な状態にある場合です。このような場合、個々の実態に則して判断するしかありません。

例えば本務神社の収入だけでは心許ないが、兼務神社を三十社預かっていて、それぞれの手当を合算すれば相応の収入を得ているような場合、本来であればすべての神社を個々に適用事業所と考えるべきなのですが、それは現実味がなく、できれば本務神社に各兼務神社の手当を一度集めて、毎月定額の報酬として支給できるよう、各神社の会計処理が上手く運用できる状況になれば加入も可能になるでしょう。

あるいは神社から受ける報酬より、個人的に請け負う地鎮祭等の御礼が主たる収入であるような場合、税の申告は必要になります。本来ならこれら個人的な収入も本務神社の社入として神社会計に納め、月々の報酬や賞与に均して支給すべきです。そうすることで、法人負担分の保険料をはじめ、様々な経費を落とすことができるようになります。個人の税負担を軽減することができるかもしれません。その上で厚生年金等への加入も可能になると思えます。

四・神社の危機管理として

未だ自身の神社には関係ないと思われている神職も少なくないと思えますが、法人である神社の管理責任者である代表役員の立場ともなると、様々なリスク管理、一般には「ヒ

ト・モノ・カネ」と呼ばれる経営の三要素についても、それなりの対策を講じなければならぬ時期に来ています。

確かに法律は宗教法人に対し、国及び公共団体の機関が宗教上の特性及び慣習を尊重することを求めています。しかし一方で、宗教法人と同じく旧民法三四条に基づいて設立された社団法人・財団法人は、今日では公益性の有無によって分類され、一定条件の下で税の優遇措置が受けられる公益(社団・財団)法人と、それ以外の一般(社団・財団)法人に既に移行しています。宗教法人は公益法人に準じて非課税特権など様々な優遇措置を受け、更に宗教法人はすべて性善であるという前提の下で高度な自治が認められています。

平成27年度
厚生労働省:老齢年金のモデルケース

年金種別	年額	月額
○国民年金(1人分) 〔老齢基礎年金(満額)〕	780,100円	65,008円
○厚生年金× 〔夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額〕	2,658,084円	221,507円

*夫が厚生年金に40年間加入し、その期間の平均標準報酬(賞与含む月額換算)が42.8万円、妻はその期間すべて専業主婦であった世帯の給付水準。

しかしながら、近年のオウム真理教の事件をはじめ、宗教団体を巡る様々なトラブルが頻発していることなどから、教団内部の自浄能力や法人管理能力について、人々の関心が高まるのは当然と云えば当然のことと云えるでしょう。

○

本年十月には国民一人一人にマイナンバー(個人番号)が通知され、これに基づき明年一月からマイナンバー制度の本格運用が開始されます。正式名称は「社会保障・税番号制度」であり、国民一人一人に十二桁の番号、神社など法人には十三桁の番号が割り振られ、税金や社会保障に関連する「お金の流れ」を国は一元的に管理しようとしています。行政の効率化や利便性の向上は勿論ですが、最も重要な目的は「公平・公正な社会の実現」とされ、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止することを大目標としています。

今回の本庁通知の後には、中国地区管内の宗教学者に対して、年金事務所から一様に厚生年金への加入を迫る文書が届いたと報じられています。確かに政府は、厚生年金の適用事業所拡大を目的として予算措置を講じ、全国の年金事務所はこれを受けて民間委託をするなどして加入指導を進めています。ただ、日本年金機構のホームページにも、「加入を勧奨しても自主的に加入しない事業所のうち、一定規模以上の従業員を使用する未適用

事業所を中心に、年金事務所の職員による重点的な加入指導を実施しています」とあり、「法人である」という理由だけでは現時点では直ちに指導対象にはなりません。しかしながら、法人登記簿等から無作為に抽出され、もし調査対象になってしまった場合には、当該神社の置かれた実情を真摯に申し上げ、理解を求めるしか方法はないと思います。

五. むすびに

年金制度の概要については、各地の年金事務所に様々な資料が置かれているほか、全国神社厚生年金基金が配布した「ここだけは知っておきたい年金のしくみQ&A」(サンライフ企画発行)などは分かり易く、各種研修会や説明会において活用されることを期待します。

今さら申し上げるまでもなく、神社は神道精神に基づき、神祇を奉斎し、祭祀を行い、ご祭神の神徳を広めて、皇運の隆昌と氏子崇敬者の繁栄を日々祈念しています。そして何時の時代にあっても、広く国民の心の拠り所として、日本文化の実践規範としての役割を果たしてきました。

こうした神社の活動を支えてきたのは、神職をはじめ氏子崇敬者など「人」によるところが少なくなく、殊に神社が健全に護持され、その祭祀が厳修され、広く氏子崇敬者に教化の実を挙げるためにも、まず神社に仕える神職がその自覚の上に立って神明に奉仕し、氏

子崇敬者の教化育成にあたらなければなりません。そのためにも神職は、教養を深め、品性を陶冶し、常に社会の師表たるべきことは本庁憲章にも謳われている通りです。

○

神社における人の管理も、こうした神職の特殊性に鑑み、その任務に適う「人づくり」の要になるものであり、その果たす役割は極めて重大です。これは神社にのみ限った問題ではなく、会社という労務管理もまた、時代と社会環境の変化に対応して変革を遂げてゆかなければその有用性を発揮できません。特に神社では、神職の宗教人としての聖なる部分をより強調するためにも、老後の保障や万が一の備えなど、まさに生活人たる俗なる面をどのように形付け論じてゆくか、これは重要な問題となります。

たとえパートの職員であっても、同居の親族以外の人を雇い入れた場合など、労災や雇用保険の手当、あるいは雇用契約書の締結、更に十人以上の人を雇い入れた場合には就業規則の作成も責任をもって行わなければなりません。このような見地からも、まずは今回の通知を機に、神社と社会保険、あるいは神社における人の管理の問題について、各種研修会等を通じて更なる理解が深まりますこと期待を寄せて結びと致します。

(國學院大學非常勤講師・秩父神社権禰宜)

第三十六回埼玉県神社関係者大会報告

福井千秋

去る六月二十六日、大里支部当番により、「第三十六回埼玉県神社関係者大会」が、熊谷市文化創造館「さくらめいと」を会場に開催され、県下より七百九十八名に及ぶ神職・総代の参加を得て、盛大に執り行われました。大里郡市氏子総代連合会支部長でもある津久井幹雄埼玉県神社氏子総代連合会理事による開会の辞に始まり、神宮並びに皇居遥拝、国家斉唱、敬神生活の綱領唱和を行い、中山高嶺埼玉県神社庁長による式辞、大野光政埼玉県神社氏子総代連合会長の挨拶と続き、次

いでご来賓としてお招きした、北白川道久神社本庁代理代理平岩昌利長老、鷹司尚武神宮大官司代理齊藤都雄禰宜、長宗我部延昭神道政治連盟会長、今野智博衆議院議員、小島進深谷市長の五名よりご祝辞を頂戴致しました。続いて、神社庁規程表彰及び総代会恒例表彰が行われ、神職九名、総代等関係者三十名の計三十九名が永年の功績により表彰され、代表して、大里支部の橋上定次郎大我井神社総代長が、謝辞を述べられました。

次に、茂木治男大里支部長により、大会宣言案が朗読され、満場のご賛同を賜り、原案通り決議されました。

休憩を挟み、宮澤佳廣靖國神社参事・教学訴訟担当による「靖國神社の歴史とこれから」と題した講演が行われ、靖國神社の由緒や、そしてこれからのあり方等貴重なお話を聞くことができました。

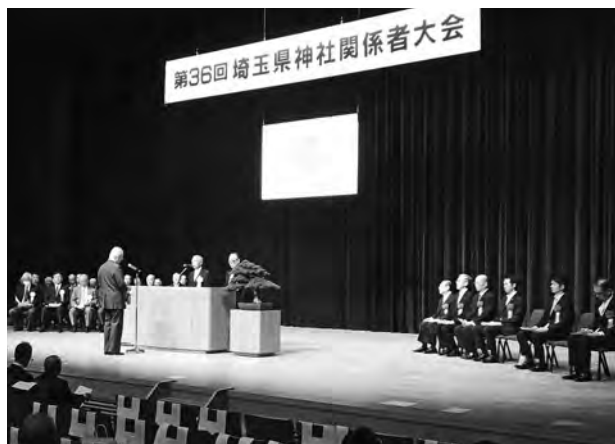
その後、埼玉県神社庁が設立されて七十年の節目になり、次年度は、埼玉県神社庁が主管にあたることから、竹本佳徳埼玉県神社庁副庁長が挨拶され、押田豊埼玉県神社庁副

庁長の先導により聖寿万歳の三唱と続き、最後に野口荘二埼玉県神社氏子総代連合会副会長が閉会の辞を述べられ、大会の幕を下ろしました。



宮澤佳廣講師

(大里支部事務局長)



表彰者代表謝辞

宣言

昭和二十年八月十五日に大東亜戦争が終結し、本年は七十年の節目を迎える。四月には、天皇皇后陛下が戦没者慰霊のため、太平洋戦争激戦地パラオ国のペリリュー島をご訪問になり、心から追悼の意を表された。

戦後、我が国は他国と戦火を交えることなく、ここまで平和たり得たのは、国難に際して、「国安かれ」との一念のもと、祖国に殉じられた尊い御霊による賜物である。この節目は、今を生きる日本人が、国の平和と発展の礎を築いた英霊に深く思いを致し、平和の尊さを心に刻み、平和への思いを新たにできる機会であると信じる。

本日、ここに集う我ら神社関係者は、英霊に対する慰霊の大切さを祭祀の厳修を通して体現し、次代に向けて靖國神社ならびに護國神社への道理を説き、平和を愛する心の大切さを後世に繋いでいくことに努力邁進することを誓う。
右宣言する。

平成二十七年六月二十六日

第三十六回埼玉県神社関係者大会

パラオ共和国にて天皇皇后両陛下御慰霊の為の 行幸啓をお迎えして

小林 威朗

本年は終戦七十年にあたることから、昨年の夏ごろから天皇皇后両陛下の御慰霊のためのパラオ共和国行幸啓が検討されていたと記憶している。この状況を、当神社崇敬者で西国際法律事務所事務長の西のり子さんは、歓喜を持って迎えていた。西さんは、日本が国際連盟規約により南洋群島を統治していた頃の

陛下のご到着を心待ちにしている様子であった。五時二十分頃、実際にお通りになられたときの熱気と歓声は盛大なものであり、あらためて皇室のありがたさと日本国民としての誇りを感じた。興奮冷めやらぬ市街地を後にし、南洋神社鎮座跡地を参拝し、久伊豆神社を遥拝した。

のロール島に生まれ、ご尊父は昭和十三年に勅任官として南洋庁内務部長に着任した堂本貞一氏である。このような生い立ちから、パラオ共和国との民間親善交流を行ってきた西さんにとって、今回の行幸啓は格別な想いであつたに違いない。本来であれば、ご息女が同行予定であつたが、都合により叶わず、筆者が今回の両陛下奉迎の旅に同行させていただいたので、このことを報告する。

翌朝、ペレリユー島へ向け出発。両陛下がご宿泊された海上保安庁巡視船を拝し、四分ほどで島北側の港に到着、車で島内各所を巡る。途中の集会所でタンジーさんの母上に面会し、流暢な日本語で両陛下をお迎えする喜びを話してくださった。昼頃には政府指定場所に到着し、一時頃両陛下を奉迎することができた。その後、両陛下が参拝されたばかりのペレリユー平和祈念公園に参り、遠く南洋の地で国を守るために戦ってくださった方々に感謝の誠を捧げた。

四月七日夜に成田空港を出発し、八日の深夜にバベルダオブ国際空港に到着。早朝より奉迎の準備にとりかかった。両陛下の御動静は詳細不明で困窮していたが、西さんの知人アンナ・ヒデオさん（元一等書記官、現在は政府観光局員）から、現地情報を入力し、翌日のペレリユー島への渡島手段も、彼女の知人でガイドのタンジー・ヒーザさんが手配してくれた。午後三時半頃、市街地にある集会所兼公園にてアンナさんと待ち合わせし、観光局で用意した両国の国旗を地元市民や高校生達に配布した。彼らは熱意にあふれ、両

その日の夜は、ロール島で開催される政府主催のレセプションに招待されており、同席させていただいた。そこで、西さんがレメンゲサウ大統領、クアルテイ国務大臣、マツタロウ大使をはじめ皆様と親しく会話をされる様子から、日本統治時代のご縁が今日も続いていると実感することができた。



市民による奉迎風景



左から、フランシス・マツタロウ駐日大使、ヒリー・クアルテイ国務大臣、西のり子さん、トミー・レメンゲサウ大統領、筆者

十、十一日は島内を巡検し、また国立博物館やパラオ・コミュニティ・カレッジ図書館で日本統治時代の資料を調査した。博物館では、日本統治下の宗教行政に関して興味深い解説もあつた。十二日午前四時半にパラオ共和国を出発し、無事に成田空港に到着。その後、靖國神社を正式参拝し、帰国報告と英霊に改めて感謝した。

今回は、天皇皇后両陛下が御慰霊のため行幸啓されたロール島、ペレリユー島で奉迎することができた。これは、西さんとのご縁をはじめとして、パラオ共和国の方々とのご縁がなければできなかったことである。今回の行幸啓が両国関係再構築の契機となることを心より願うとともに、今回のご縁を大切にしていきたいと思う。

(久伊豆神社禰宜)